

遊技機販売業者登録の申請書に記入してある事項に変更が生じた場合は、変更届出書が必要です。速やかに変更を行って下さい。

なお、登録証に記載してある事項に変更がある場合は、必ず登録証を同封して下さい。

記載事項変更届出書	
遊技機販売業者登録に関する規程第11条の規定により届出をします。	
(一社)日本遊技関連事業協会 殿	
令和 年 月 日	
登録証番号 第 号	
氏名又は名称	
代表者氏名 (印)	
記入年月日	
変更事項	例・社名変更、所在変更、代表者変更等
変更後	販売業者登録申請書に記載されている項目に変更があった場合は、速やかに変更を行って下さい。 ・所在地変更の場合 電話、FAX番号も必ず記入して下さい ・代表者変更の場合 代表者の居住地も必ず明記して下さい ・役員の変更 ・支店等の所在の変更 ・その他 (資本金等)
変更前	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。